

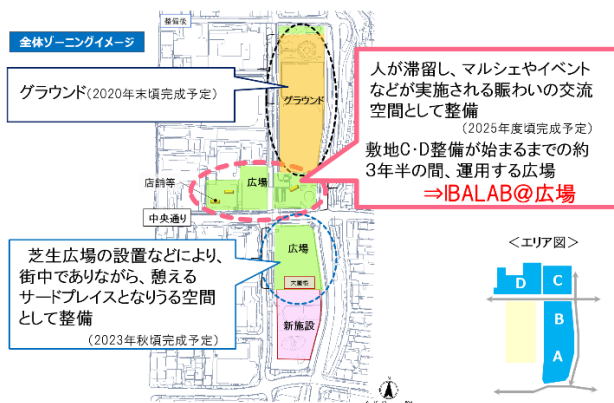
**IBALAB@広場（茨木市市民会館跡地暫定広場）
広場運営者募集 募集要項**

はじめに

市民会館跡地エリアでは、市民自らが考え、使い、育てていく「育てる広場」をキーコンセプトに掲げ検討・整備を進めており、2023年度には新しい施設と芝生広場が完成する予定です。

オープンまでの間、解体した元市民会館の敷地に暫定的な広場を設け、様々なことを市民の手で実際に「やってみる」ことで、広場の管理・運営や市民の関わり方について検証を行い、「育てる広場」実現に向けた取組としていくのが『IBALAB@広場プロジェクト』です。

この事業を通じ、色々な人のつながりが生まれ、まちの愛着や新しい発見など、「茨木ならではの魅力が育っていくことをめざします。



新施設・広場イメージ(敷地A・B)



1. 目的

IBALAB@広場（以下「広場」という。）の使用開始にあたり、持続可能な広場の活用及び運営に向けた検証を行う社会実験を実施します。その協力者として広場運営をお手伝いいただく市民・団体・事業者等（以下「運営者」という。）を募集するものです。

市民や事業者等から運営者を公募し、備品の貸し出しや簡単な植栽の管理、使用者間の調整等、広場における管理運営業務の一部を担いながら、飲食（カフェ）などの収益事業や自主企画等を企画、実施していただきます。

2. 募集内容

(1) 公募対象

広場内での飲食事業・飲食物品販売事業等の自主事業による収入を活用しながら、広場の管理や自主企画等を実施し、自立した運営体制構築をめざして取り組める運営者とします。

(2) 選定手法

- ・本事業は、広場の運営希望者から企画を提案していただき、最も優れた提案を行った者を選定するプロポーザル方式により、候補者を決定するものとします。
- ・採択数は1者（1グループ）とします。

(3) 事業期間

- ・ 2020 年 10 月～2021 年 3 月末（予定）

飲食事業等については、2020 年 10 月末までにはスタートしてください。

- ・ 飲食事業等は上記の期間中、週 5 日程度を目安に提案してください。なお、5 日以上の提案や、時期、季節によって、曜日や日数を変えることも可能です。

（例【12 月～2 月】：月、水、金、土曜日、【10 月～11 月・3 月】：月、火、水、金、土、日曜日）

- ・ 提案したスケジュールを変更する場合は、市と協議が必要です。
- ・ 事業実施後、結果報告及びヒアリングにご協力ください。

（４）飲食事業等実施時間

- ・ 準備・撤収を含め 7 時から 22 時までの間で提案してください。なお、イベントなど一時的に時間を延長したい場合は、市と協議が必要です。

- ・ 時期、季節によって営業時間を変えることも可能です。

（例【12 月～3 月】：11 時～20 時、【10 月～11 月】：10 時～22 時）

- ・ 提案した時間を変更する場合は、市と協議が必要です。

（５）運営者の役割

- ・ 運営者の役割は、以下のとおりとします。それぞれの内容については、運営者からの提案に基づき、市と協議の上、内容を調整、決定します。
- ・ 社会実験として行うため、役割の内容等については、期間中に協議の上、適宜変更することも想定されます。

1. 飲食事業等

- ①広場のにぎわい等を創出するための飲食事業等の営業（11 ページ記載のキッチンスペースを利用できます。）

2. 広場の質を高める管理運営の業務

【 運営関係 】

- ①コロナ禍を踏まえつつ、まちなかのにぎわい創出や、回遊性の向上に資する自主企画（イベント等）の実施
- ②立ち寄りたくなったり、くつろげるような魅力的な演出、空間づくり
- ③ SNS 等を使った広場の認知度向上や、ファンを増やすための発信

【 管理関係 】

- ④イス・テーブル・看板など、広場備品等の設置、撤収、簡易な補修、管理等
 - ⑤芝生への水やりや清掃など日常的な広場維持の補助（※） など
- （※）基本的な清掃、水やり等は市で行う。

3. 広場使用者への現場対応

- ①「広場でイベントを行いたい」など、相談に来た市民への対応（広場の使用承認等は市で行う。）

②一般のイベントなど広場貸出使用時の現場対応

4. 広場使用者をつなぐコーディネート機能

①利用者との日常的な会話や相談などを通じて、広場と「使う人」や「関係する人」をつなぐ。

②「(仮称) 広場会議」への参加 (※5 ページ参照)

5. 広場の運営・管理における収益性の検討

①寄付や協賛、自主事業等による収益性の方策検討・実施

(参考) 市の役割

1. 防災倉庫、広場（芝生含む）の修繕、貸出備品等の補充

(運営者の故意・過失によりき損または滅失した場合を除く)

2. 清掃や散水など、植栽・芝生等広場の日常的な維持管理 (運営者と連携)

3. 運営者と事前に調整した広報活動

4. 広場の貸出、使用承認等

5. 「(仮称) 広場会議」への参加 (運営者と連携)

6. 市主催・共催事業の企画、調整、実施

※「(仮称) 広場会議」のイメージ

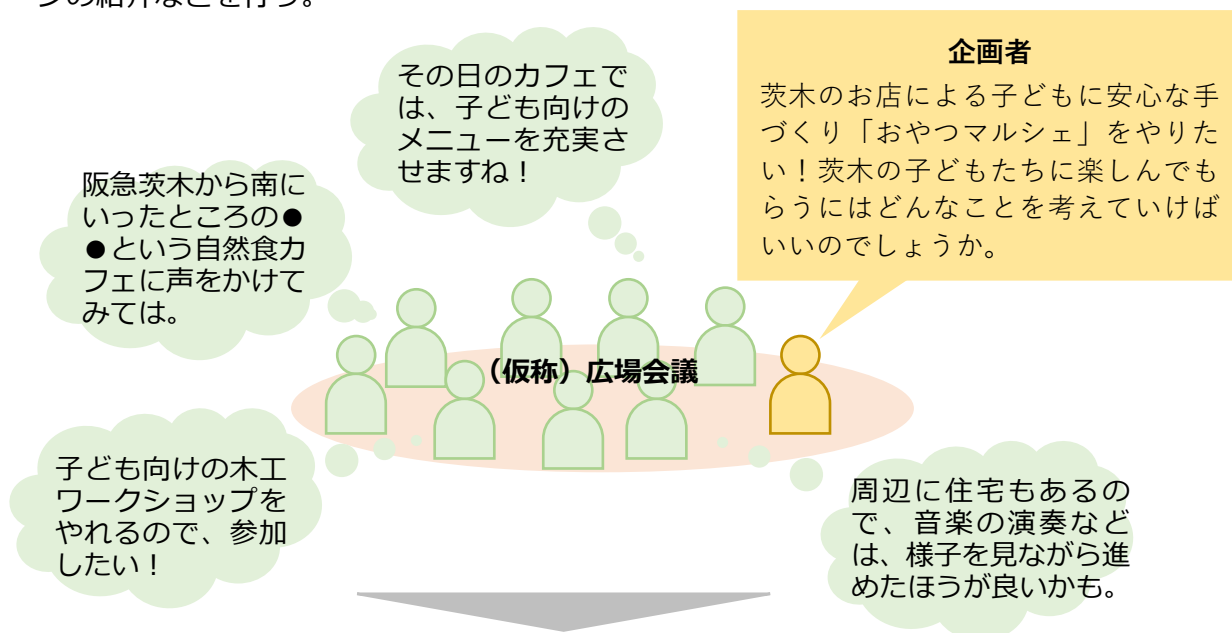
広場を使って「何かしたい」人や、広場に「関係する」人、「使っている」人たちが集まり、広場の使い方や困りごと、使ってみての知恵などを共有し、よりよい広場の使い方や、もっと広場を楽しむ方法について考える場。

【(仮称) 広場会議のテーマ例】

- ①使用してみたの状況についての共有（終了後の共有）
 - ・よかった点（効果や思わぬ使われ方）
 - ・要改善点（自団体・運営者・一般使用者に対して）
- ②要改善点（ルール追加、廃止等）の解決に向けた意見交換【必要に応じて】
- ③これから使おうとする広場使用者のプレゼン・相談
 - ・茨木のまちなか、広場の使い方としてのアドバイス
 - ・内容に対するアドバイス（配慮事項やコラボ相手の紹介など）

(仮称) 広場会議のイメージ

例：企画者が広場活用の提案を持ち込み、広場の特性にあわせた内容へのアドバイス、キーマンの紹介などを行う。



■ (仮称) 広場会議の効果

- ・広場で「何かやりたい」人へ開かれたチャンネル
- ・プレイヤー同士のネットワークの広がり
- ・様々な情報が集まり、企画の幅が広がる
- ・企画に対する思いの理解者が増える（当日の参加者増や、発信力強化につながる）

(6) 運営参加資格

- ・ 運営者において責任をもって飲食事業等を行えること。
- ・ 企画から事業の実施・運営までを一貫して行えること。
- ・ 売上げ、客数等を報告できること。また、社会実験における統計的なデータとして公表することに同意できること。
- ・ 茨木市民（在住、在学、在勤）、茨木市に所在する団体、茨木市内に事業所がある事業者、もしくはこれらで構成されたグループであること。
- ・ 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 27 日茨木市条例第 31 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- ・ 市税を完納していること。

(7) 自主事業等要件

- ・ 「育てる広場」や社会実験の趣旨に合致していること。
- ・ 公序良俗に反する事業内容でないこと。
- ・ 政党その他の政治団体等の政治活動、布教その他の宗教上の活動を目的としないこと。

(8) 施設使用・電気・水道等に係る経費

- ・ 社会実験のため、原則、無料とします。
- ・ 大量の水を使うイベントなど、一般的な使用量を大きく超えることが想定される場合は、事前に市と協議いただき、その程度によっては中止を求める、もしくは使用者から実費程度を徴収する場合があります。
- ・ 運営者の故意又は過失により多大な経費が生じた場合は、損害額を請求する場合があります。

(9) 設備投資等

- ・ 「5. IBALAB@広場について」及び「6. キッチンスペースについて」「7. 備品について」に記載のある設備、仕様以外は、原則として運営者による用意・費用負担をお願いします。
- ・ 営業補償や事業費等の助成はありません。ただし、自主企画等について、提案公募型補助金など、他の補助金メニューを充当することを妨げるものではありません。
- ・ 実施期間終了後は原則として運営者において原状回復してください。（詳細は市と協議の上、決定します。）

3 飲食事業等の開始、撤収までの各種手続き・注意事項

運営者は、下記の事項を遵守してください。なお、明記していない事項については、市と運営者が協議の上、別途定めます。

(1) 開始前

①事前相談

- ・商品や店舗装飾については、事前に市にご相談ください。
- ・メニュー看板や厨房設備等、出店に必要な備品・設備は運営者がご用意ください。なお、内容によっては設置をお断りすることがありますので、事前に市にご相談ください。

②事前準備等

- ・事業終了時まで店舗スペースが清潔に保たれるよう、養生や保護に努めてください。
- ・周囲の美観を損なう行為や、風紀を乱す行為は禁止します。
- ・来訪者がスタッフだとわかる工夫をしてください。

③提出物等

- ・所轄保健所へ必要な食品営業許可を申請・取得し、営業許可証の写しを市に提出してください。
(応募前にも、事業内容については適宜所轄保健所に相談してください。)
- ・営業許可を得ていない場合は、決定を取り消す場合があります。ご注意ください。
- ・食品営業許可等の申請料金は運営者の負担となります。
- ・食中毒に関する対策のため、PL 保険（生産物賠償責任保険）等へ加入し、証書の写しを市に提出してください。
- ・運営者として、感染症拡大防止策として取り組むものについてまとめ、提出してください。

(2) 運営中

- ・ごみは適正に分別し、処理してください。広場内にごみ箱を設置する場合は、ごみが溢れるなど、美観が損なわれることがないようにしてください。
- ・会場で発生したごみや不要になった備品は、運営者が持ち帰るなど、IBALAB@広場及び周辺に残さないようにしてください。
- ・食中毒や感染症、事故や苦情等が発生しないように十分注意してください。
- ・出店に際して生じたトラブルについては、運営者が一切の責任を負うものとします。不慮の事態が発生した場合は、市と協議の上、対応してください。
- ・商品などの管理、保護については運営者が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、市はその損害を補償しません。
- ・閉店時は施設の施錠等管理し、盗難やいたずら被害の防止に配慮してください。
- ・原則として備品は日ごとに仕舞ってください。
- ・実施スケジュールを適宜提出するなど、市と調整してください。

(3) 撤収時

- ・飲食物等により広場や周辺が汚れた場合は、運営者が責任をもって清掃してください。
- ・キッチンスペースは原則、原状復旧（当初の状態に復旧）してください。
- ・広場及び周辺の施設・設備をき損または滅失したとき、運営者の責任において、原状復旧してください。
- ・運営者の原因で問題が発生した場合は、事業期間中であっても事業の中止・退去をお願いする場合があります。

(4) その他

- ・大規模災害等が発生した際に、市がキッチンスペースを炊き出しなどで使用場合があります。その場合、事業期間中であっても事業の中止や一時退去をお願いする場合がありますが、その際の損失補償等はいたしません。
- ・コロナ禍において、国や府から飲食事業等の営業自粛等の要請があった場合は、指示に従ってください。
- ・実施する企画の内容に応じて、必要な各種届出は運営者において行ってください。
(例 火を使う際の消防への届出など)

4 広場を使った自主事業・持ち込み企画等

広場では、運営者が行う自主企画（イベント等）以外に、市主催の企画や市民からの持ち込み企画の実施が想定されます。できる限り多様な主体が広場で活動できるよう調整に努めるとともに、同一日に重複する場合においても、場所や時間をシェアして開催するよう配慮してください。

(参考) 広場を使用予定の市主催企画等

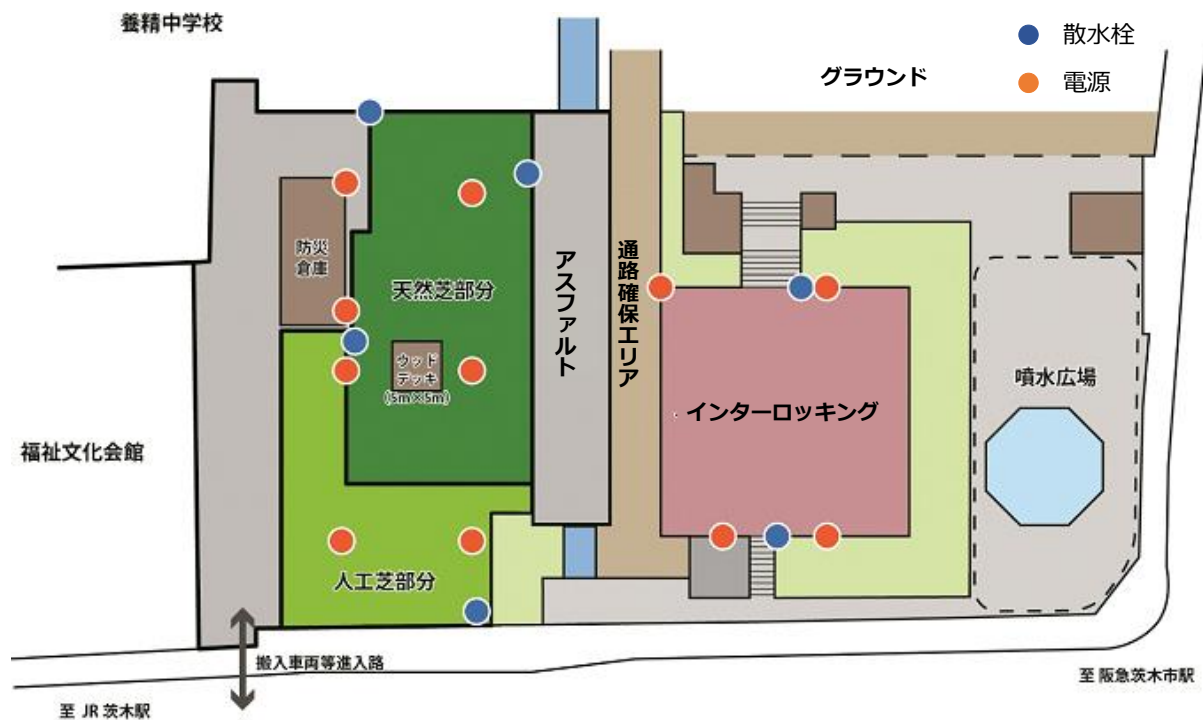
- ・予定されている市主催企画等の一覧です。
- ・実施にあたっては、適宜、運営者と市において協議します。

10月3日(土)	いばきたマルシェ（北部整備推進課主催 龍王味噌の販売）噴水広場のみ
10月～11月	キッチンカーによる販売・にぎわい創出社会実験の実施（運営者との相乗効果が生まれるよう調整します）
11月21日(土)	いばきたマルシェ（北部整備推進課主催 いばきたの農産物等販売）全面使用
11月22日(日)	いばきたマルシェ 予備日
11月28日(土)	ニュースポーツ体験会（市民活動センター主催）インターラクティブ広場のみ
12月～1月	いばらきイルミフェスタ（広場内にオブジェ設置の可能性があります）

5 IBALAB@広場について

(1) 概要

名称	IBALAB@広場（茨木市市民会館跡地暫定広場）
所在地	茨木市駅前四丁目
面積	約 2,000 ㎡（各エリアについては下記を参照）
既存設備	☐ 外部コンセント（11 基） ☐ 散水栓（6 か所）



広場		面積	
IBALAB @ 広場 芝生	芝生エリア	約 1,000 ㎡	人工芝（約 400 ㎡）と天然芝（約 600 ㎡）部分があります。
	アスファルトエリア	約 300 ㎡	芝生広場と一体的にお使いいただけます。
IBALAB @ 広場 下 （インターロッキング部分）	広場エリア	約 625 ㎡（約 25m×約 25m）	
	通路確保エリア	約 125 ㎡（約 5m×約 25m）	南北を行き来する通路であるため、イベント等による占用使用はできません。（日常的使用を妨げるものではありません。）
噴水広場		約 600 ㎡ （うち噴水:約 100 ㎡）	

■現地写真



全景



防災倉庫前面



芝生広場



インターロッキング広場（市役所方面を臨む）



インターロッキング広場（養精中学校方面を臨む）



噴水広場

6 キッチンスペースについて

(1) 概要

面積	約 12 m ²
既存設備	☐ 冷蔵庫（冷蔵室 156 リットル、冷凍室 45 リットル）1 台 ☐ 2 槽シンク（900mm×450mm×800mm） ☐ IH2 口コンロ ☐ 給湯器 ☐ 調理台 1（900mm×450mm×800mm） ☐ 調理台 2（750mm×450mm×800mm）※IH コンロが仮置きされています。 ☐ 吊戸棚 ☐ 手洗い

※キッチンスペース内エアコン有



■現地写真



キッチンスペース内部



カウンター（内部）



カウンター（外部）

7 備品について

- ・広場における備品については、以下のものを備えています。
- ・運営者においても利用いただけます。
- ・一般来場者やイベント等の貸出使用者が希望する場合は、共用での使用が生じる場合があります。
- ・市が認めた場合を除き、広場外へ持ち出すことは禁止とします。
- ・運営者の故意・過失により、備品を紛失、損傷、汚損、滅失した場合は、弁償または原状回復していただく場合があります。
- ・備品の使用により使用者が被った損害または第三者に与えた損害に対しては、市は一切責任を負いません。

項目	仕様等	数量	項目	仕様等	数量
テーブル① (4名掛け) (TB-1~6)	 ・材質：アカシア無垢材,アクリルスチン ・サイズ：W112×D62×H73(天板) ・重量：11.60kg ※折りたたみ可	6台	ポップアップテント (T-1~5)	 ・材質 天井/ネット/壁：ポリエステル100% 床部：ポリプロピレン100% 金属製留め具：スチール,亜鉛 ・サイズ：W200×D230×H130 ・重量：2.08kg ※折りたたみ式	5台
チェア① (4名掛け) (TB-C1~24)	 ・材質：アカシア無垢材,アクリルスチン ・サイズ：W36×D30×H46(座面) ・重量：4.25kg ※折りたたみ可	24脚	タープテント (OT-1~4)	 ・色：ダークブラウン ・サイズ：W300×D300×H ・重量：9.3kg ※折りたたみ式	4台
ピクニックテーブル 子供用 (PT-1~4)	 ・材質：アカシア無垢材,アクリルスチン ・サイズ：W92×D89×H49 ・重量：10.50kg	4台	タープ (四角形) (ST-1)	 ※ウッドデッキ用 (9月30日までに納入予定)	1台
パラソル (P-1~6)	 ・材質 ポール：アルミニウム,ポリエステル 粉体塗装 角度調節機能：亜鉛,クロムメッキ 骨：スチール,ポリエステル粉末塗装 パラソルキャノピー：ポリエステル100% ・サイズ：φ300×H257 ・重量：6.62kg - 紫外線保護指数(UFP)50+ - 紫外線98%カット	6台	人工芝	 ・サイズ：1m×10m	8枚
土台 (P-B1~6)	 ・材質 ベース：コンクリート,着色アクリル クラッカー チューブ：ステンレススチール アダプター：ABS樹脂 ・サイズ：W56×D56×H38 ・重量：41.80kg	6台	アンプ	 ・サイズ：W303×H432×D492 ・付属マイク ・CDプレーヤー機能搭載	1台
ベンチ (B-1~4)	 ・材質：アルミニウム,ポリエステル 粉末塗装 ・サイズ：W127×D42×H43(座面) ・重量：9.35kg	4台	スピーカー	 ・サイズ：W270×H1,120~1,650	2台
テーブル② (2名掛け) (TM-1~10)	 ・材質 シート/背もたれ：アカシア無垢材,アクリルスチン 脚/シートレール/支え：スチール,ポリエステル粉末塗装 脚：ポリプロピレンプラスチック ・サイズ：W54×D55×H70(天板) ・重量：6.04kg ※折りたたみ可	10台			
チェア② (2名掛け) (TM-C1~20)	 ・材質 シート/背もたれ：アカシア無垢材,アクリルスチン 脚/シートレール/支え：スチール,ポリエステル粉末塗装 脚：ポリプロピレンプラスチック ・サイズ：W39×D28×H45(座面) ・重量：4.10kg ※折りたたみ可	20脚			

8 公募スケジュールについて

公募期間

2020 年 9 月 4 日（金）～9 月 23 日（水）

審査日

2020 年 9 月 25 日（金） 予定

審査結果通知

2020 年 9 月 28 日（月） 通知予定

準備期間・実施期間

2020 年 10 月 1 日（木）～2021 年 3 月末（水）

上記の期間で準備を行い、10 月末までに飲食事業等を開始してください。

9 提案書類の提出について

(1) 企画書提出期間

2020 年 9 月 4 日（金）～9 月 23 日（水）17 時※必着

(2) 提出物

下記の提案書類に必要事項を記載し提出してください。

①提案書類

- ・参加申込書【様式 1】
- ・実施計画書【様式 2】
- ・収支計画書【様式 3】
- ・これまで関わったイベント等のチラシ等の写し、写真、関わりの説明等【複数可、様式自由】

②入手方法

- ・茨木市ホームページ

URL:<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kentou/siminsannkakutorikumi/zanteihiroba/48768.html>

③提出方法

- ・E メールもしくは持参により企画財政部 市民会館跡地活用推進課（市役所本館 3 階）に提出

E メール：atochi@city.ibaraki.lg.jp

（持参での提出を希望される場合は、予めご連絡ください。）

(3) 質問・説明

質問がある場合は、上記企画書提出期間内に、市民会館跡地活用推進課までメールにてお問合せください。なお、質問に対する回答は、ホームページに掲載します。

また、現地見学を希望される場合は、あらかじめご連絡いただければ、市民会館跡地活用推進課において対応いたします。

E メール：atochi@city.ibaraki.lg.jp 市民会館跡地活用推進課 担当：的場

(4) 審査

- ・提出された提案書類をもとに、書類審査を行います。必要に応じて、市より個別ヒアリングをお願いする場合があります。

- ・審査日：2020 年 9 月 25 日（金）頃を予定

(5) 審査基準

事業の主旨、目的をふまえ、以下の項目で審査を行います。(計 90 点)

①事業のコンセプト・事業内容の提案 (10 点)

②市民が訪れたくなる場とするための空間の提案 (20 点)

- ・魅力的で開かれた店舗装飾等の工夫
- ・使われやすい広場備品の配置等の工夫 など

③市民が訪れたくなる場とするための運営の提案 (30 点)

- ・魅力的な事業を行う仕組みの提案
- ・収益性、公益性を両立しながら、自立した運営を行う仕組みの提案
- ・コロナ禍において、感染者を発生させず事業を行う対策の提案 など

④IBALAB@広場プロジェクトの趣旨を広く伝え、サポーターを増やす仕組みの提案 (20 点)

- ・広場を訪れる人がまた来たいと思え、交流が生まれる工夫
- ・広場をつかう人同士がつながり、相乗効果を生む工夫 など

⑤これまで関わってきた企画実績等の評価 (10 点)

※評価点は、委員による審査点の合計 630 点 (90 点×7 委員) とします。

(6) 候補者の決定

- ・提出された企画提案書等をもとに、選定委員が審査基準に基づいて審査し、最も優れた提案者を候補者として決定します。
- ・評価点が最高点の者が複数ある場合は、「③市民が訪れたくなる場とするための運営の提案」の評価点が高い提案者を候補者としてします。
- ・評価点が最高点の者が複数あり、「③市民が訪れたくなる場とするための運営の提案」の評価点が高同点の場合、くじにより候補者を決定します。
- ・審査の結果、評価の合計点数が 378 点以上に達した事業者がいらない場合は、適格者なしとする場合があります。提案者が 1 者のみであった場合も同様です。

(7) 審査結果通知

2020 年 9 月 28 日 (月) (予定) までに、すべての応募者に対して通知します。

候補者は、事業開始までに市と事業内容等について協議し、覚書を締結するものとします。

(8) 担当部署

茨木市 企画財政部 市民会館跡地活用推進課 担当 的場、末松

TEL : 0 7 2 - 6 5 5 - 2 7 5 7 (直通)

FAX : 0 7 2 - 6 2 3 - 3 0 2 5

E-mail : atochi@city.ibaraki.lg.jp